

豊田市衣ケ原地内における
土壌汚染に係る報告について

令和7年10月3日（金）、トヨタ自動車株式会社（以下「事業者」という。）から豊田市へ、同社元町工場（衣ケ原）における土壌汚染の報告がありました。

1 報告内容

（1）報告者

トヨタ自動車株式会社

（2）報告の根拠

「土壌汚染対策法」第3条

（3）土壌汚染状況調査結果

特定有害物質名	土壌溶出量基準 (mg/L)	検出範囲 (mg/L)	(最大倍率)
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満～0.093	(約 2.3 倍)
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満～0.10	(10 倍)
六価クロム化合物	0.05 以下	0.005 未満～0.17	(3.4 倍)
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満～1.6	(2.0 倍)
ほう素及びその化合物	1 以下	0.1 未満～5.5	(5.5 倍)

2 現状及び今後の対応

- ・現在、汚染を確認した場所については、コンクリート又はアスファルトで覆われ、雨水浸透防止及び飛散防止措置が行われています。
- ・市は、事業者が行う土壌汚染対策について監視指導します。

周辺地図

